



# ふじみ野市住宅太陽光発電 システム設置費補助制度

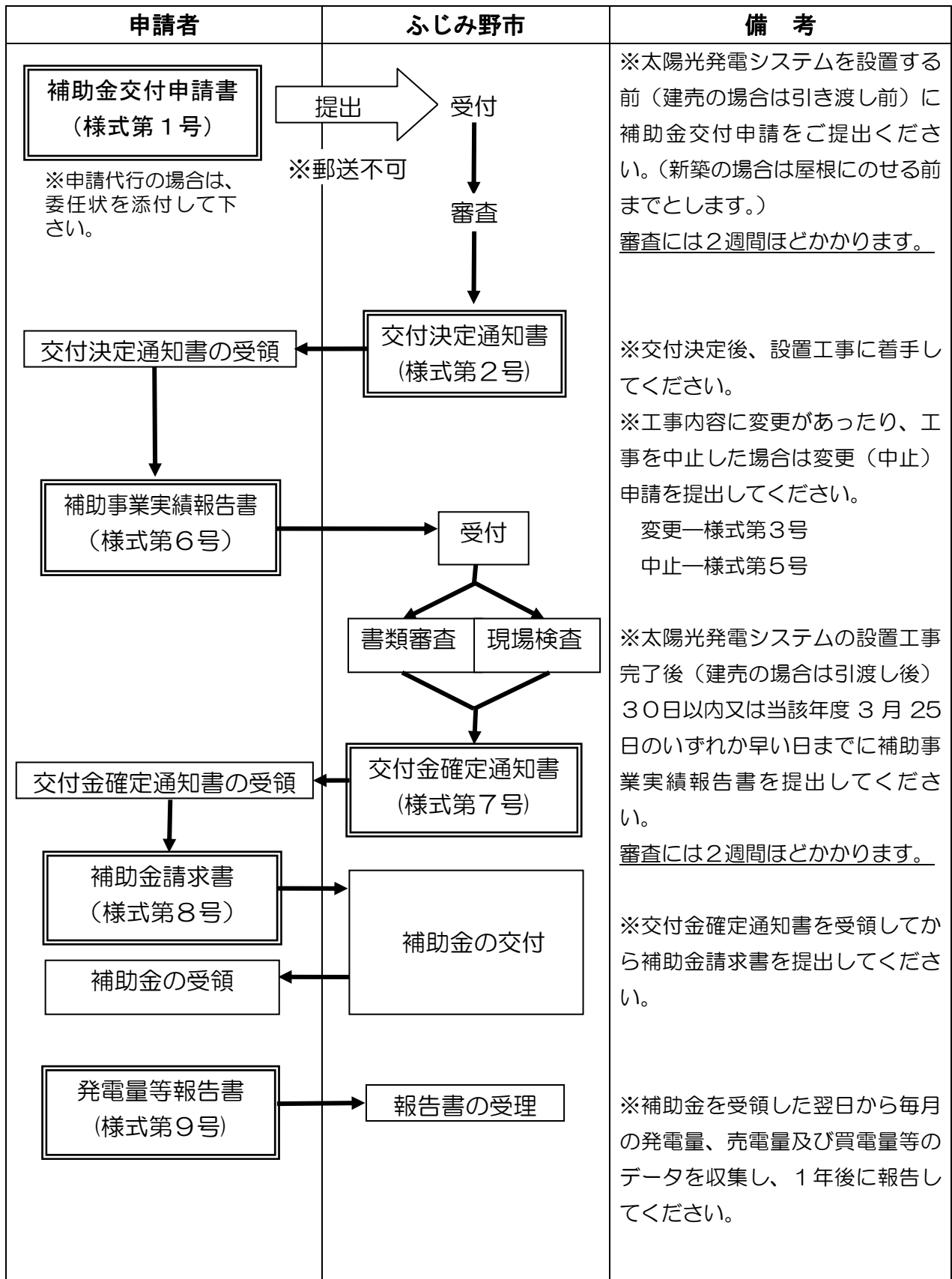


出典：太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）

- 申請受付期間 平成21年10月15日(木)～平成22年3月5日(金)  
先着順 予算の範囲を超えた場合は締めきります  
(10月1日(木)から相談受付)
- 補助金額 太陽光発電システムの出力1キロワットあたり20,000円  
最高限度額 70,000円(3.5キロワットまで)
- 問合せ先 ふじみ野市市民生活部環境課(ふじみ野市役所第2庁舎 2階)  
Tel 049-261-2611(内線211)  
049-262-9021(直通) ※10月13日以降

ふじみ野市

## 手続きの流れ



- ・申請書は、工事着工前（建売の場合は引渡し前）に提出してください。
- ・申請者（設置者）は、交付決定を受けてから工事に着工してください。
- ・建売の場合は交付決定を受けてから引渡しを行ってください。

# ふじみ野市住宅太陽光発電システム設置費補助制度

- 1. 目的** ふじみ野市では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の実現と地球温暖化防止に寄与することを目的として、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に、その費用の一部を補助します。
- 2. 申請書受付** 平成21年10月15日（木）～平成22年3月5日（金）  
※先着順 予算の範囲を超えた場合は締め切ります。  
申請相談は10月1日（木）から受け付けます。  
■受付場所 ふじみ野市役所環境課（ふじみ野市役所 第2庁舎2階）  
※郵送・メール・FAXによる提出は受け付けません  
※申請書は環境課窓口にて配布（市HPからダウンロードできます）
- 3. 補助内容** 1キロワットあたり20,000円  
（最高限度額：3.5キロワット、70,000円）

## 4. 申請資格と補助対象

### I 申請資格

- ① 自ら居住する住宅、又は新築する市内の住宅（一の建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。）に太陽光発電システムを設置する方。
- ② 太陽光発電システムが設置されている建売住宅を居住するために市内で購入する方。
- ③ 前年度分の市町村税を完納し、発電システム設置完了時に市に住民登録がある方。
- ④ 補助金の交付は1回限りのため、過去にふじみ野市から交付を受けていない方。
- ⑤ 設置工事完了日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書を提出できる方。  
※個人の住宅が対象です。法人名での申請はできません。

### II 補助対象となる発電システム

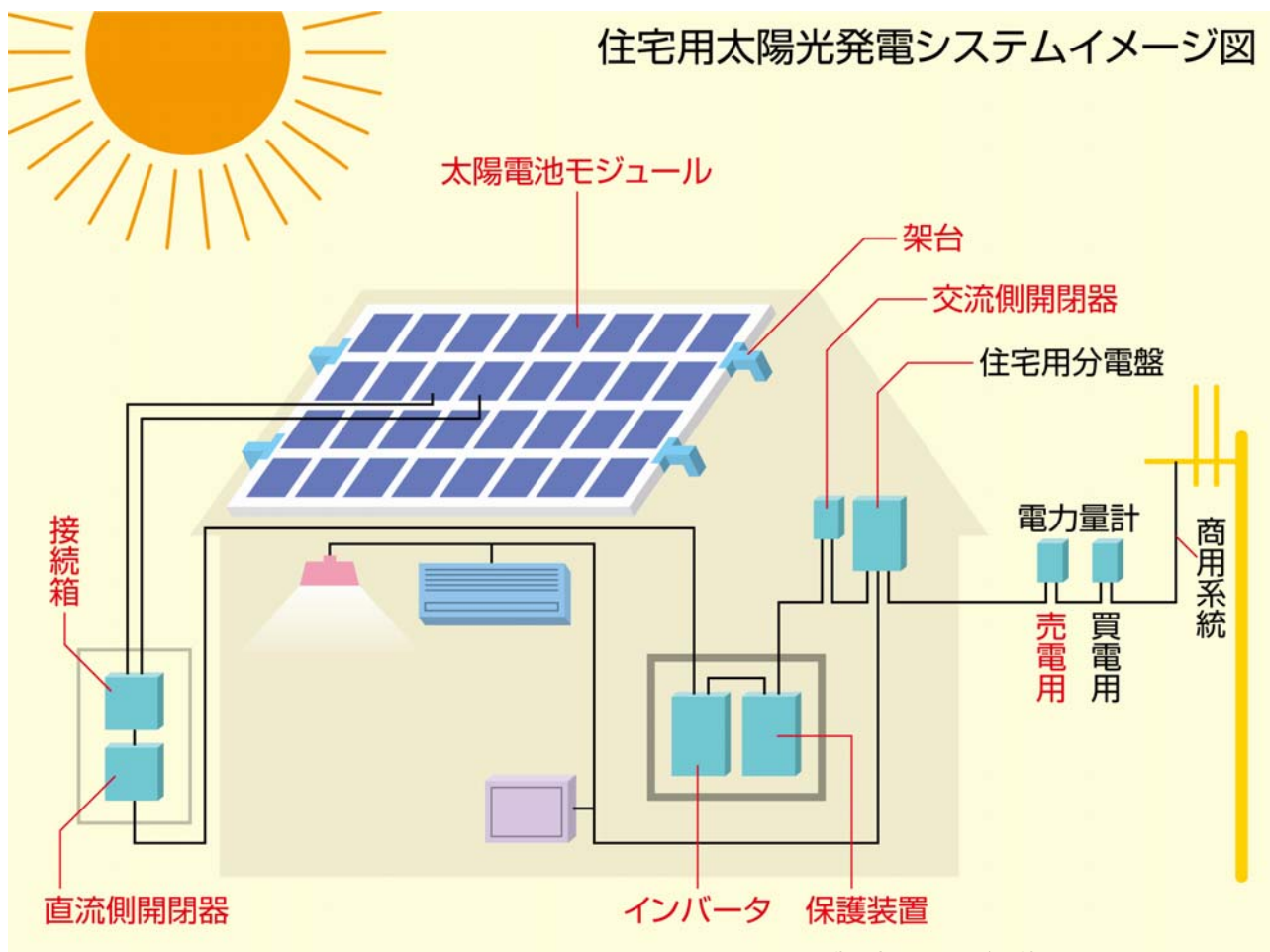
- ① 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が10キロワット未満のもの
- ② 電力会社の低圧配線と逆流のある系統連結（発電システムによる発電量のうち当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように当該発電システムを商用電力と連結させていることをいう。）をしていること。
- ③ 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- ④ 未使用品であること（中古品は除く）。
- ⑤ 住宅の屋根及び屋上への設置に適しているものであること。

### Ⅲ 補助対象となる経費の範囲

#### ① 発電システム購入に係る費用

- (ア 太陽電池モジュール      イ 架台                      ウ 接続箱  
エ 直流側開閉器              オ インバータ              カ 保護装置  
キ 発生電力量計              ク 余剰電力販売用電力量計)

#### ② 配線及び配線器具の購入並びにその据付けに係る費用



### 5. 補助金額

補助金の額は、太陽電池容量の値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、3.5キロワット、7万円を限度とする。

例）3キロワット導入の場合

$$3 \text{キロワット} \times 2 \text{万円} = 6 \text{万円（補助金額）}$$

### 6. 申請の方法

補助金の交付を受けようとする方は、ふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、ふじみ野市役所環境課に提出してく

ださい。なお、補助金交付申請書は必ず本人が記入し、印を押してください（申請代行の場合は委任状の添付が必要です）。

#### **（添付書類）**

- ① 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し
- ② 太陽電池容量が確認できる書類の写し
- ③ 工事着手前の現況写真及び案内図
- ④ 前年度分の納税証明書又は非課税証明書（前年度の住所地の税務担当課で交付）
- ⑤ 市長が必要と認める書類

### **7. 交付決定**

申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、ふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定（不交付）通知書により、申請をした方に通知します。（審査には2週間ほどかかります。）

### **8. 実績報告書の提出**

補助金の交付決定を受けた方は、発電システムの設置が完了した日の翌日から起算して、30日を経過する日又は当該事業年度の3月25日のいずれか早い日までにふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、ふじみ野市役所環境課に提出してください（郵送による提出は受け付けません）。

#### **（添付書類）**

- ① 発電システムの設置工事に係る領収書及び内訳書の写し
- ② 発電システムの設置完了後の写真及び図面
- ③ 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し
- ④ 竣工検査の試験記録書の写し
- ⑤ 交付決定者の住民票の写し（発電システム設置完了時にふじみ野市に住民登録があることがわかる住民票）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### **9. 補助金の交付**

市では、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、現地検査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書を交付決定者に送付します。（審査には2週間ほどかかります）

補助金確定通知書を受領した後に補助金請求書を提出して下さい。

請求書受領後、申請者の指定した金融機関の口座に補助金確定通知書に記載された補助金額を振り込みます。（1ヶ月程度かかる場合もあります。振込日は別途通知します。）

### **10. 定期報告**

補助金の交付を受けた方は、発電システムの設置後、毎月の発電量、売電量及び買電量のデータを収集し、1年後にふじみ野市役所環境課に報告してください。

## 11. その他

補助金の交付を受けた方は、発電システムを、常に良好な状態に維持管理するように努めてください。

\*参考：太陽光発電システム法定耐用年数は17年です（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）

### ■申請書のダウンロード

ふじみ野市HP トップページ「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

